

平成29年 第6回

苓北町農業委員会総会会議録

岡村会長

皆さん、おはようございます。

全国の農業委員会会長大会が、5月29～31日までの3日間、東京の文京シビックホールにおいて開催をされました。熊本県から県農業会議の森日出輝会長以下81名が参加いたしまして、私も参加させていただきました。

全国農業委員会会長大会について、簡単に申し上げますが、東京の文京シビックホールに全国から1,800人が参加して、来賓には農林水産大臣の山本有二氏、食料戦略調査会の西川公也氏ほか、衆参両院の代議士のご臨席をいただき盛大に開催されました。

大会に先立ちまして、第9回耕作放棄地発生防止解消活動の表彰がございました。

○農林水産大臣賞に長野県の有限会社信州うえだファーム、○農村振興局長に岩手県の遠野市農業委員会が選ばれたようでございます。

これは農業新聞にも記載されていたようでございますが、その他全国農業会議所会長特別賞や全国農業会議所会長賞の表彰がございました。その後、中央審査委員会会長の講評がありまして、審査対象としましては、活動体制、活動実績をはじめ、地域への貢献度や波及効果等に留意して審査がなされたようでございます。本大会の最大のテーマは、「農地利用の最適化業務」の強化に向けての政策提案と申し合わせ決議が採択されました。

○第1号議案の農村の持続的発展と競争力に向けた政策提案（案）

申し合わせ決議

○第2号議案の農地を活かし、担い手を応援する全国運動の更なる推進に関する決議（案）

○第3号議案の情報提供活動の一層の強化に関する決議（案）

を全会一致で決議し採択しました。

決議した政策提案を政府、国会に要請しました。

県選出の国会議員との意見交換会でも、大会決議の要請書を森会長から各代議士に手渡されお願いをしたところでございます。

要請書は私の活動報告書に添付して事務局に手渡しておるところでございます。

2日目は、東北新幹線で岩手県の北上市芳町へ向かい、北上市農業委員会で研修を行いました。

テーマは、農業委員会が平成28年4月の新体制移行に伴い、3つの会議を設置して、農業委員と農地利用最適化推進委員との連携強化に向けての説明がなされました。私たちも熊本の現状を説明し議論して、有意義な研修ができました。

私もこの件についてお尋ねをしたわけでございますが、私たちも去年4月に新体制で発足したわけですが、農業委員と農地利用最適化推進委員との交流が私たち苓北町でもあまりありませんが、推進委員と農業委員会がもう少し連携をしているんな遊休農地のパトロールとかにしても話し合いをうちはしとりますという北上市農業委員会の話がございましたので、私も帰って来まして、事務局の方とお話しをしながら苓北町もやはり年に1回ぐらいは、最適化推進委員の方と農業委員のみなさんとの報告会をしながら交流会をしないと、推進委員の方もまだ初

めてなられた方が大半でございますので、どうしたらいいか困っておられる点多いのではないかと思っているところでございます。

それから3日目は、JA岩手花巻の農産物直売所「母ちゃんハウスだあすこ」を見学してきました。これはものすごく規模が大きくて、平成9年6月に開設されたそうでございます。農産物直売所とレストラン等を経営して、皆さん元気に楽しく働いておられました。年間の売上げが9億円を突破して、来年は10億円ぐらいいまで伸ばしたいというような説明がございまして、みなさん感銘をされたところでございます。

まあそういうような研修を行いまして、今回は本当に移動も忙しくて、東京の羽田発が17時55分ということで、熊本空港に着いたのが夜の午後8時でございまして、熊本空港で午後8時から解散式がございました。

私は天草でございまして、前日も熊本のグリーンホテルに一泊しまして、この最終便の時にも、またグリーンホテルに一泊して、翌日の10時30分頃に帰宅したわけでございます。以上、大会の報告をさせていただきました。報告書は事務局の方にも提出しておりますので、どうぞみなさま方よろしく願います。それでは、座って議事を進めさせていただきます。

事務局

はい、ありがとうございます。

本日は、・全員ご出席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、議事の進行は岡村会長に願います。

どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はいの声あり)

それでは、3番の坂西庄三委員さんと、6番の大仁田金次委員さんに、お願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、西川氏、瀬形氏を指名を致します。

- 議 長 それでは、日程第2、議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。
事務局に説明を求めます。
- 事務局 はい、日程第2、議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
3ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。
- 事務局 議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より売買により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は4ページから5ページに図示しております。
荅北町上津深江の畑1筆、計1,199㎡です。
権利の種類は売買による所有権移転で、申請理由は経営規模を拡大するためとのことです。
議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。
- 議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。
- 1番
平田委員 はい。本件につきましては、申請人であります譲渡人の方はですね。病気でありまして、動くのもままならないということございまして、申請物件であります畑、別紙5ページの畑なんですけど、譲受人の畑と隣り合わせでございまして、ここは全部がみかん畑なんですよ。この譲渡人は、病気のなので、何もできないということで隣り合わせであります譲受人に売買によって土地を買ってもらいたいということのようであります。
- 議 長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから説明をいただきましたが、この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。
ございませんか。
- 5番
小野委員 ちょっと疑問を感じましたので、質問をしたいと思います。
この土地を譲り受けられる方は、現在は荅北町ではないですね。
それを踏まえまして、申請理由が経営規模を拡大するためとなっておりますね。

茶北町ではない所から来て、農家をされているのかなと疑問を持ちました。耕作放棄地になるよりもそういう方がおられたら、お願いしてしていただく方が一番いいかと思えますけど、そうした時に本当になさっているのかなと思ったんですよね。素直に文章からしてですね。そういうところはどうなんですか。

議 長 この件について事務局の方からお願いします。

事務局 譲受人の方からお話を聞いたんですが、住所は本渡にあるんですが、通って耕作に来ているということでした。ここの家族の方が法人を経営されてますので、ほとんどの農地を法人に貸してらっしゃるんですよ。自分の名義の土地をですね。

5番 小野委員 譲受けられた方が、法人を家族が経営しているので、その法人に貸しているということですか。

事務局 残りもまだあるんですけど、自分でやりますということでしたので、農業されるなら大丈夫ですよということで申請を受けたところです。

5番 小野委員 農業をされるということで、このことがなりたつということなんですか。

事務局 そうですね。

5番 小野委員 天草市の方から来られて、本当にされているのかなとひっかかったもんですからお尋ねしたんです。そのままにして荒れるよりも、活用される方がいいことだと思うんですけど。そうなった時に申請理由なんかも、これでいいのかなと思ったんですよ。今説明を聞くとそちらの方からわざわざ茶北に来られて、通って農作業をされているということなんですね。

議 長 この件につきまして他にご意見のある方は、ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、整理番号1につきましては許可することに致します。

議 長 続きます、整理番号2の案件につきまして、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、整理番号2の案件について、ご説明いたします。
6ページをお開き願います。
議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より贈与により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は7ページから9ページに図示しております。
荅北町上津深江の畑、2筆 計748㎡です。
権利の種類は贈与による所有権移転で、申請理由は、相手方の要望とのことです。
議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

1番 平田委員 はい。本件につきましては、申請理由が相手方の要望となっておりますが、譲受人と譲渡人は親族関係ということでありまして、譲渡人については遠隔地でありますので、誰もこっちにいないということで、譲渡人名義の畑について、もう何もすることができないので、親族であります譲受人の方に要望として贈与という形で所有権を移転したいということのようであります。

議 長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから説明をいただきましたが、この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。
ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号2についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、整理番号2につきましては許可することに致します。

続きまして、整理番号3の案件につきまして、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、整理番号3の案件について、ご説明いたします。

議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より贈与により取得し所有権を移転したいというものです。申請物件の表示は11ページから12ページに別表として記載のとおりです。申請地は13ページから19ページに図示しております。

苓北町坂瀬川の畑、19筆 計13,726㎡です。

権利の種類は贈与による所有権移転で、申請理由は、経営規模を拡大するためとのことです。

議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

3番
坂西委員

はい。本件につきましては、申請人は、私と同じように果樹のビワを栽培されていまして、お父さんがちょっと体調が悪いということで、本人さんは何年か前に帰って来られて、ビワづくりにいそしんでおられるということでございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから説明をいただきましたが、この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。
ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号3についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、整理番号3につきましては許可することに致します。

続きまして、日程第3. 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請についての案件につきまして、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第3. 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

21ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。申請人は議案記載のとおりです。

申請物件の表示は、苓北町富岡の畑1筆、面積は、469㎡です。

転用の目的は、個人住宅です。

転用しようとする理由の詳細は、「譲受人は、借家に居住しているが手狭となったため、新たに宅地を探していた。申請地は父親が所有する土地で畜舎に近く、家畜の世話をするのに便利なため、転用申請に至った次第である。他に代替えとなる土地もないことから、申請地を個人住宅として転用したい」ということです。

申請地は22ページから23ページをご覧いただきたいと思いますが、町道春の迫線の春の迫公民館を過ぎて、約200m行った所の右側です。(町道春の迫1号支線への分岐点手前約30m)

審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。申請箇所は農業振興地域の農用地区域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地という理由から第2種農地と判断しております。

以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、本件につきましては、私の担当区でありますので、私からご説明をさせていただきます。ただいま事務局からご説明がございましたように、本人は認定農業者でございまして、また後継者で農業を営んでおられます。この土地は農用地区域外の第2種農地であり、適当と私は判断いたしました。

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

議 長

無いようでございますので、整理番号1についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

続きまして、日程第4. 議案第46号 農用地利用集積計画の認定について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

はい、日程第4. 議案第46号 農用地利用集積計画の認定について、ご説明いたします。

これは、町が農業委員会などの関係機関、農協や農業公社等団体の協力を受けて、農地の貸し借りや売買の意向などを基に農地の掘り起こし活動を行い、農業経営基盤強化促進法、安心して農地を貸せる仕組みの整備に基づき、農業委員会に意見を求めるものです。

25ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側今回部分をご覧ください。

利用権移転の計画が、畑3筆、2, 269㎡、
所有権移転の計画が、田1筆、2, 163㎡、合計で4件、4, 432㎡となっています。

続いて、26ページをご覧ください。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。
利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。
利用内容は果樹です。期間は1年6カ月です。

続きまして、27ページをお開きください。

所有権の移転を受ける者は、熊本県農業公社です。
所有権を移転する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。
所有権を移転する者は議案記載の個人です。利用内容は、水稻です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

ございませんか、無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので許可することに致します。議案第46号は原案どおり許可することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 平成29年度農地等の利用の最適化に関する指針(案)について
2. 次回の農業委員会総会について
次回、平成29年第7回総会は、平成29年7月10日(月)午前9時30分から庁議室での予定です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局からその他事項につきまして説明がございましたが、皆様から何かございましたら、挙手をお願い致します。

(意見なしの場合)

議 長

他にご意見はございませんか。

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして平成29年第6回総会を閉会いたします。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

閉会 午前10時35分

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____